

岩手県告示第253号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第550号）で公示した公共測量を終了した旨山田町長から次のとおり通知があった。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡山田町織笠地区
- 2 実施した期間 令和2年8月7日から令和3年1月29日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量